

廃止・休止届

生活保護法・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律指定介護機関 ※（廃止・休止）届

「生活保護法」第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第14条第4項において生活保護法の規定の例によつてされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、次のとおり ※休止・廃止 したので届け出ます。

指定介護機関	生活保護法 指定番号	〇〇区 訪介 第 12号
	中国残留邦人 指定番号	〇〇区 訪介 第 23号
	名称	〇〇訪問介護センター
	所在地（住所）	〒111-1111 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 △△ビル2階 TEL（ 052-222-222 ）
	介護保険事業者番号	2379999999
※廃止・休止年月日	〇年 〇月 〇日	
※廃止・休止する サービスの種類	訪問介護	
※廃止・休止の理由	業務を廃止するため	
利用者等の措置状況	他のサービス事業所をご案内	
再開の見とおし (休止の場合)		

印

(捨印)

コメント [S1]:

指定申請の際、通知でお知らせした指定番号を記載してください。  
☆不明の場合は空欄のままです。

コメント [S2]:

上記「生活保護法指定番号」と同様

コメント [S3]:

廃止もしくは休止する年月日を記載してください。

コメント [S4]:

廃止もしくは休止するサービスの種類が複数ある場合はすべて記載してください。

コメント [S5]:

廃止・休止届を提出する年月日を記載してください。

コメント [S6]:

記載例は開設者が法人の場合です。  
開設者が個人の場合は開設者の住民票の住所、氏名を記載してください。  
※開設者が個人の場合、「開設者の住所」は個人の住民票上の住所となるため注意してください。

コメント [S7]:

開設者が法人の場合、法人印が必要ですので注意してください。また、届出書右上の捨印欄にも同一の印鑑を押印してください。

〇年 〇月 〇日

経営譲渡などによる廃止の場合、新しい開設者の記載ではなく、従前の開設者の記載をお願いします。

住所 〒222-2222  
名古屋市千種区〇〇町1丁目2番地の3

届出者

氏名 株式会社△△  
代表取締役 名古屋 太郎

印